

大府市告示第 107 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき一般競争入札を公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

大府市長 岡 村 秀 人

1 一般競争入札に付す物件

(1) 以下の物件を入札に付し、売り払う

(動 産)

区分 番号	財 産 区 分	車 名	種 別 用 途	初度登録 年 月	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
0 1	自動車 (屈折はしご車)	日野	普通特殊	平成 21 年 1 月	1,000,000 円	100,000 円

※予定価格とは、あらかじめ大府市が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号該当すると認められる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年 12 月 7 日号外法律第 147 号）第 5 条第 1 項による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (3) 日本語を完全に理解できない者
- (4) 大府市が定める「大府市インターネット公有財産売却 ガイドライン」および紀尾井町戦略研究所株式会社が主催する KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合において、これらの資格等を有していない者

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする方は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の画面上で、参加仮申込みなどの一連の手続を行うこと。

- (1) 仮申込み 令和 8 年 9 月 9 日（水）午後 1 時から
令和 8 年 9 月 29 日（火）午後 2 時まで

- (2) 本申込み

仮申込みをした方は、令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時までに大府市が入札保証金の納付の確認作業が完了し、公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に必要な書

類を添付して大府市に提出し、手続きが完了しなければならない。前記の手続きが完了していない方は、本入札に参加することができない。

※入札保証金を銀行振込かつ必要書類を郵送で提出する場合は、参加者より必要書類（公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書等）が大府市に到着後、大府市から納入通知書を送付いたしますので、締切日の一週間前までに大府市に書類が到着するように郵送してください。

ア 提出書類

1	公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	1 通
2	誓約書	1 通
3	住民票抄本（入札前 90 日以内に居住地の市町村長より公布されたもの） ※参加者が個人の場合のみ必要	1 通
4	商業登記簿謄本（入札前 90 日以内に交付されたもの） ※参加者が法人の場合のみ必要	1 通
5	印鑑登録証明書	1 通
6	委任状 ※参加申込者が代理人を選任した場合のみ必要	1 通
7	通帳等の写し【金融機関名、支店名、預金区分、口座番号及び口座名義人（カナ）が確認できるもの】 ※入札保証金納付方法が銀行振込の場合のみ必要	1 通

イ 提出場所

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市役所 2 階 総務部行政管理課管財係

4 物件の確認

公有財産売却に参加される方は、あらかじめ売却システム上の物件詳細画面及び大府市において閲覧に供されている入札公告等を確認するとともに、関係公簿の閲覧等により十分に調査を行ったうえで参加してください。

また、一般競争入札に付する物件は、現状有姿のまま引き渡します。

なお、見学会を実施しますが、事前に物件を確認しない場合は、大府市公式ウェブサイト及び売却システムに掲載された写真等の閲覧により、物件を確認したものとみなします。

見学会の実施

(1) 実施日 令和 8 年 9 月 17 日（木）

午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

※ 受付は、現地にて午前 9 時 00 分から行います。

(2) 実施場所 大府市消防署（愛知県大府市大東町三丁目 202 番地）

(3) 申込み方法 参加者は、令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 3 時までに電話又は電子メールで申し込むこと。

連絡先

大府市役所行政管理課管財係

電話 0562 (85) 3162 又は 0562 (47) 2111 (内線 262)

e-mail gyosei@city.obu.lg.jp

5 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを大府市に開示され、かつ大府市がこれらの情報を大府市文書管理規程に基づき、5 年間保管すること。

※ 大府市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 大府市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認または同条第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。（地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用する「せり売り」の場合も含みます）

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

6 一般競争入札の場所及び期間

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 入札期間 令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 1 時から
令和 8 年 10 月 21 日（水）午後 1 時まで
- (3) 開札 令和 8 年 10 月 21 日（火）午後 2 時から
- (4) 入札確定 令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで

7 一般競争入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。
- (3) 入札価格には、自動車リサイクル料金（10,810 円）、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3 の手続とともに売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

- (1) 入札保証金の納付は、クレジットカード又は銀行振込による納付とする。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (3) 公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。
- (4) 落札者が、大府市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は大府市に帰属する。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに「大府市インターネット公有財産売却ガイドライン」に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定の方法

入札期間終了後、大府市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

11 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、落札者決定後、大府市からの電子メールなどによる契約締結に関する案内に従い大府市と売買契約を締結しなければならない。

- (1) 契約締結期限 令和 8 年 10 月 27 日（火）まで落札者が、契約締結期限までに契約しなかった場合、又は落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で 20 歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合は、売却の決定が取り消される。

(2) 契約保証金

8 の(3)により、入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金が契約保証金（落札金額の 100 分の 10）に満たない場合は、差額については、大府市が発行する納入通知書、又は大府市が指定する口座への振込みをすること。ただし、売却代金の残金を一括納付する場合はこの限りではない。

(3) 必要書類

契約に際しては、大府市より契約書（2 通）を送付するので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約締結期限までに大府市に直接持参又は郵送すること。

12 売払代金の納入

落札者は、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の残金を一括で納付すること。売払代金の納付にかかる費用は落札

者の負担とする。

(1) 売払代金納付期限 令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 2 時 30 分まで

(2) 納付方法

売払代金は大府市が発行する納入通知書により納付すること。大府市が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

(3) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、売却価格から契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となる。

13 所有権の移転等

(1) 売却物件の所有権は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

(2) 権利移転の手続は、次のとおりとする。

自動車は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、大府市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

14 注意事項

(1) 公有財産売却の財産については、現況有姿で引き渡すものとし、大府市は瑕疵担保責任を負いません。

(2) 「自動車」の権利移転の手続について

落札者は「使用の本拠の位置」を所轄する運輸支局で手続きが必要です。

(3) 引渡し及び権利移転に伴う費用

ア 権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。

イ 自動車の引取費用は落札者の負担となります。

(4) 一度引き渡された財産はいかなる理由があっても返品、交換はできません。

15 用途の制限

(1) 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、当該団体の役員若しくは構成員のために利用する等の用途。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項の規定する風俗営業、同条第 5 項の性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

ウ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する破壊的団体等がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用途。

(2) 用途の制限の継承義務

ア 落札者は、物件の所有権を第三者に移転し、又はその物件を第三者に貸し付けるときは、上記に定める義務について、その譲受人、又は賃借人に当該義務を承継させなければなりません。当該第三者

に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。

イ 上記における当該第三者の義務の違反に対する責任は、落札者が負わなければなりません。

16 問合せ先

大府市中央町五丁目 70 番地

大府市総務部行政管理課管財係

電話 0562 (85) 3162 (直通)

メール gyosei@city.obu.lg.jp